静岡県特別政策資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、県内中小企業者等が県等公共団体の行う特定施策に対応するため、事業上必要とする資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。)第2条第1項第1号、 第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2)特定事業者

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に掲げるものをいう。

(3) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(4) 創業者

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項及びその他知事が定めるものをいう。

(5) 全融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるもの及び株式会社日本政策金融公庫をいう。

(6) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。 ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなった場合は、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、開業パワーアップ支援資金、新事業展開支援資金、防 災・減災強化資金、地震リスク分散資金、脱炭素支援資金、成長産業分野支援資金、ふじのくにフロン ティア推進資金及び事業承継資金とする。

第4 融資の条件

融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあっては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあっては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) 静岡県信用保証協会(以下「協会」という。)が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者
- (4) 県の制度融資を不当に利用した者
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

第5 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類(以下「申込書類」という。)各1部を、別表に定める申込窓口に提出して申し込むものとする。
- (2) (1) により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、申込書類を次の区分に従い送付するものとする。

資金・貸付名	送付先
・開業パワーアップ支援資金	協会

・新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、脱炭素支援資金、成長産業分野支援資金、ふじのくにフロンティア推進資金、事業承継資金

知事 (商工金融課)

第6 融資の承認

- (1) 知事は、第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには、 次により保証審査の依頼又は融資承認の通知をする。
 - ア 知事は、成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)の審査においては、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構(以下「医療機構」という。)ファルマバレーセンター(ファルマバレー関連分野)、公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という。)ウェルネス・フーズ産業支援センター (静岡ウェルネス関連分野)及び公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構(以下「推進機構」という。)フォトンバレーセンター(フォトンバレー関連分野)に、融資対象者及び資金使途の確認を依頼するものとする。
 - イ 取扱金融機関から申込書類の送付を受けたものについては、協会の保証を付する場合は、協会に保 証審査を依頼し、保証を付さないものは、取扱金融機関に通知する。
- (2) 医療機構、産業財団及び推進機構は、(1) アによる確認の依頼を受けた場合には、速やかに確認を行い、適当と認めたときには、様式第16号に押印のうえ、知事に送付する。

第7 保証の承諾、融資のあっせん

協会は、第5による申込書類の送付、第6(1)による保証審査の依頼を受けた場合には、速やかに審査を行い、適当と認めたときには、次により保証の承諾又は融資のあっせんを行う。

- (1) 申込窓口が取扱金融機関であるもの又は取扱金融機関から保証審査の依頼があったものについては、取扱金融機関に保証の承諾を行う。
- (2) 申込窓口が取扱金融機関以外の場合は、取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

第8 融資の実行

- (1) 取扱金融機関は、第6による融資の承認、第7による融資のあっせん等を受けた場合は、速やかに 審査を行い、適当と認めたときには融資を行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行った場合のうち、協会の保証を付さない場合においては、融資 実行後5日以内に、様式第21号により知事に通知するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うにあたり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第9 融資の拒絶

取扱金融機関は、第7により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、 様式第28号により知事に報告するものとする。

第10 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

ただし、協会の保証を付さない融資において、融資条件の変更等が生じた場合は、取扱金融機関が当該変更内容を知事に報告するものとする。

第11 報告

- (1) 協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。
- (2) 融資を受けた者で、静岡県特別政策資金融資制度取扱要領に定める書類の提出が必要な場合は、取扱金融機関を通して、知事に速やかに提出しなければならない。

第12 利子補給金の額

(1) 平成26年度以前に融資実行されたもの

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)及び10月1日から3月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における融資平均残高(計算期間中各月初残高の合計を6で除して得た金額)に融資実行時の利子補給率及び期間(6/12)を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の保証を付す融資にあっては、前月末の保証債務残高を各月初残高とし、協会の保証を 付さない融資にあっては、前月末の融資残高を各月初残高とする。

(2) 平成27年度以降に融資実行されたもの

利子補給金の額は、資金及び年度別に区分して算定するものとし、上期及び下期の各期間における 各月初残高に利子補給率を乗じて得た額に期間 (1/12) を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の保証を付す融資にあっては、前月末の保証債務残高を各月初残高とし、協会の保証を 付さない融資にあっては、前月末の融資残高を各月初残高とする。

また、利子補給率は、融資期間中の各月の融資の返済時における融資利率に基づいて算出するものとする。

第13 利子補給金の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書 (様式第22号)

イ 所要額計算書(様式第24号、様式第25号及び様式第26号)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第14 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

第15 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書 (様式第23号)

イ 所要額計算書(様式第24号、様式第25号及び様式第26号)

(2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月15日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月15日まで

第16 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第27号)

(2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後 10 日以内

第17 利子補給金交付手続

第13利子補給金の申請から第16請求の手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業事業資金 融資制度要綱及び静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱の利子補給金交付手続と一括して行うもの とする。

第18 利子補給金の返還

- (1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、当該取扱金融機関に対し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき
 - イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき
- (2) 知事は、取扱金融機関がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (3) 取扱金融機関は、(1)(2)に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。 第19 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 静岡県特別政策資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。 なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資(以下「既往融資」という。)については、資金 の預託を除き、なお従前の例による。
- 3 第11で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

附則

この改正は、平成15年3月3日から施行する。

附 目

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成15年5月2日から施行し、平成15年4月9日から適用する。

附則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成17年4月13日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証申込受付をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成25年12月27日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、

なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成28年11月9日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

1 この改正は、令和2年11月4日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和4年1月5日から施行し、別表の経営革新等貸付融資対象者5の規定は令和3年6月16日から、その他の規定は令和3年8月2日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。) された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和5年3月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。) された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。) された融資については、 なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。) された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和6年11月10日から施行し、令和6年9月2日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。) された融資については、 なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。) された融資については、 なお従前の例による。

資	資金名		融資対象者	資金使途			
特別	開業パワーアップ支援資金		県内で事業を営む(営もうとする場合を含む。)創業者であって、次のいずれかに該当するもの(国の全国統一制度である創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証を付するものを含む。)。 [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照] 1 産業競争力強化法に掲げるもの ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内(産業競争力強化法第2条第31項第1号の認定特定創業を授事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。 イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内(産業競争力強化法第2条第31項第3号の認定特定創業を行おうとする者にあっては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。ウ中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。)オ中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社(中小企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。)カ中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社(中小企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。) トリール企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。) トリール企業者である会社が自らの事業の全部者しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。) トリール企業者である会社が自らの事業の全部者しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。) トリール企業者である会社が法人成りしたものであって、エに掲げる事業を開始した日以後の期間が5年未満の法人・カールに掲げる会社を設立した日以降の期間が5年未満の法人・協会の保証の対象とならない事業を営んでいる個人又は法人が、対象となる事業を開始した日以後の期間が5年未満のもの	県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金及び開業/フーアップ支援資金の既借入金の借換えに必要な資金(新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。) 「静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照			
特別政策資金	新事業展開支援資金	経営革新等貸付	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、特定事業者及び組合 1 中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画について知事の承認を受けたもの 2 中小企業等と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に基づき、農商工等連携事業計画について主務大臣の認定を受けたもの 3 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画について主務大臣の認定を受けたもの 4 地域経済牽引事業計画の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づき、地域経済牽引事業計画について、知事の認定を受けたもの 5 中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画について、市町長の認定を受けたもの(廃止前の生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づく認定を含む。) 6 中小企業等経営強化法に基づき、廃止前の異分野連携新事業分野開拓計画について主務大臣の認定を受けたもの 7 廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に基づき、特定研究開発等計画について経済産業大臣の認定を受けたもの 8 廃止前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に基づき、地域産業資源活用事業計画について主務大臣の認定を受けたもの	備資金及び運転資金 3 認定を受けた経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要となる設備資金 4 承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 5 認定を受けた先端設備等導入計画に従って実施する事業に必要な設備資金 6 認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 7 認定を受けた特定研究開発等計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金			

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
1 企業 3, 500 万円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦賞 異文は元利均等 月賦賞還 ただ、スターに進場 の、プが付するる。 は3年以内、認める。	協会の保証付き とし、保証料率 は別に定めると ころによる。	協会の定めるところによる。	 ・申込書 (様式第1号) ・協会が定める書類 (新規借入時に既借入金と一本化する場合) 上記の書類のほか ・借換計画書 (様式第1号別紙2) 	商工会議所商出会議所団体中央会」と発達のでは、1000年の
新事業展開支援資 金全体の合計で1 企業・1組合 1億6,000万円	別に定めるとこ ろによる。	10年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1年以 内の据置期間を 認める。	証を付するもの	取扱金融機関又 は協会の定める ところによる。	・申込書(様式第1号) ・見積書(設備資金を利用する場合) ・経営革新計画に係る承認書の写し (融資対象者1の場合) ・農商工等連携事業計画に係る主務大臣の認定書の写し(融資対象者2の場合) ・経営力向上計画に係る主務大臣の認定書の写し(融資対象者3の場合) ・地域経済牽引事業計画に係る市町長の認定書の写し(融資対象者5の認定書の写し(融資対象者5の認定書の写し(融資対象者5の場合) ・先端設備等導入計画に係る市町長の認定書の写し(融資対象者6の場合) ・異分野連携新事業分野開拓計画に係る経済産業大臣認定書の写し(融資対象者7の場合) ・特定研究開発等計画に係る経済産業大臣認定書の写し(融資対象者7の場合) ・地域産業資源活用事業計画に係る主務大臣認定書の写し(融資対象者8の場合) ・各計画の申請書類・決算書(最近2年間) 【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書、でいない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。)	取扱金融機関

資	金名	1	融資対象者	資金使途
	新事業展開支援資金	少子化対策・障害者雇用支援貸付	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、組合 1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしたもの 2 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けているもの(こうのとりカンパニー) 3 新たに障害者を常用雇用するもの 4 障害者雇用率が2.5%を超えているもの	1 一般事業主行動計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 2 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業(こうのとりカンパニー)が実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 3 新たに障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金 4 障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金
	減災強化貸付防災・	防災·減災強化貸付	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、防	1 地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金 2 事業継続計画の策定及び事業継続計画に基づく対策の実施に必要な設備資金(法令により義務付けられている設備を除く。)及び運転資金 [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]
	減災強化資金	特定建築物耐震化特別貸付	災・減災対策を行う中小企業者(中小企業者以外で知事が認めた者を 含む。)及び組合	特定建築物の地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金 〔静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照〕

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
新事業展開支援資金全体の合計で1 企業・1組合 1億6,000万円 ただし、少子化対策・障害者雇用記 援貸付は、上業・1 組合7,000万円を上限とする。	別に定めるところによる。	10 年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関がた会をは 会の保証をとの保証を 会の保証を をの保証を とのと とのと とのと とのと とのと とのと とのと とのと とのと との	取扱金融 機関会のと あるとよ る。	【共通】 ・申込書(様式第1号) ・見積書(設備資金を利用する場合) ・事業計画書(様式第11号)(資金使途2の場合を除く) ・決算書(最近2年間)【1の場合】 ・一般事業主行動計画策定・変更届の写し【2の場合】 ・静岡県次世代育成支援企業認証書の写し【4の場合】 ・障害者雇用状況報告書(様式第12号)・事業所別被保険者台帳照会【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。)	
1企業・1組合 1億円	別に定めるところによる。	10 年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関が必要とは、協会の保証を付するもの保証をとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融 機関又の定 めるとこ ろによ る。	【共通】 ・申込書(様式第1号) ・事業計画書(様式第13号) ・見積書(設備資金を利用する場合) ・図面、写真等 (現況及び建替え又は改修等の状況(計画)がわかるもの) ・決算書(最近2年間) 【耐震改修計画の策定の場合】 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 【建築物の建替えの場合】 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・現有建築物の登記事項証明書等 ・証明書(様式第14号) 【建築物の改修の場合】 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・現有建築物の登記事項証明書等 ・証明書(様式第14号)	取扱金融機関
1企業・1組合 10 億円	別に定めるところによる。	15 年以内	元金均等月賦償 還又は元利均 月賦償還 たして据 記がる。	取扱金融機関が必要とは、公会をは、ないのでは、 会のなったとの保証のの保証ののは、 は、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のので。 ののでは、 のので。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	取扱関会のとにからなった。	・証明書(様式第14号)又は 耐震改修計画の認定書の写し 【囲障、非構造部材、アスベストの場合】 (該当する場合) ・証明書(様式第14号) 【防災・減災強化貸付の資金使途2の場合】 ・事業継続計画書 ・自己診断チェックリスト 【特定建築物耐震化特別貸付を利用する場合】 ・特定建築物耐震化特別貸付を利用する場合】 ・特定建築物確認書(様式第13号別紙) 【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 書 ・許認可証等の写し(融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。)	

資金名		融資対象者	資金使途
特別政策資金	地震リスク分散資金	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、地震リスク分散を行う中小企業者、組合(本資金と同時かつ同一の資金使途について、成長産業分野支援資金及びふじのくにフロンティア推進資金との併用は認めない。)	静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う移転又は 分散 (新設) に必要な設備資金 (土地取得費を含む。) [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]
資金	脱尿素文捲資金	原則として1年以上継続して事業を営んでいるものであって、脱炭素に係る取組(新エネ・省エネ設備等の導入、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入及び環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資及び温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出)を実施する中小企業者、組合	新エネ・省エネ設備等の導入、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入及び環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資に必要な資金及び温室効果ガス排出削減計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 10 億円	別に定めるところによる。	15年以内	元金均等月賦 選又は元利均 月賦償還 ただ据置期間を 認める。	取扱金融機関がた会をは、を受ける。 を受ける。 を受けるをできる。 をはいるではいる。 をはいる。	取機協会をとよるとよる。	【共通】 ・申込書 (様式第1号) ・事業計画書 (様式第15号) ・見積書 ・現在地及び計画地の地図 ・決算書 (最近2年間) ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し (耐震診断を要する場合) 【建築物を建築する場合】 ・証明書 (様式第14号) ・設計図書 【既存建築物を取得する場合】 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 【既存建築物を改修する場合】 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 【既存建築物を改修する場合】 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 【既存建築物を改修する場合】 ・耐震改修計画書 ・証明書 (様式第14号) 又は耐震改修計画の認定書の写し 【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し 「法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書 ・許認可証等の写し (融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。)	
1企業・1組合 1億円 ただし、天然ガス コージェネレーションを導入する場合は、3億円	による。	10年以内	元金均等月賦賞 選又は元利均等 月賦償還 ただ据置期間を 認める。	取扱金融機関がたとの保証の保証の保証の保証の保証の保証の保証の保証の保証の別にこれをはとよる。	機会の定めるとこと	明書(様式第 10 号)	取扱金融機関

ï	全名	融資対象者	資金使途
	成長産業分野支援資金	(成長産業分野) 成長産業分野に関するものであって、開業パワーアップ支援 資金の要件を満たす中小企業者、組合又は経営革新等貸付の 要件を満たす中小企業者、特定事業者及び組合(本貸付と同時かつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金との併用は認めない。) [静岡県特別政策資金融資制度取扱要領 参照]	成長産業分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金及び開業パワーアップ支援資金の要件による既借入金の借換えに必要な資金(新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。)
特別政策資金	该資金	(プロジェクト分野) ファルマバレー、静岡ウェルネス及びフォトンバレーの各プロジェクトに参画する中小企業者、組合(本貸付と同時かつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金との併用は認めない。)	ファルマバレー、静岡ウェルネス及びフォトンバレーの各プロジェクト関連分野事業の実施に必要な設備資金及び運転資金
	ふじのくにフロンティア推進資金	次のいずれかに該当する中小企業者、組合 1 防災・減災と地域成長を目指すふじのくにフロンティア推進区域(以下「推進区域」という。)における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合 2 既存の推進区域と連携・補完し合い推進エリアを形成するふじのくにフロンティア新拠点区域(以下「新拠点区域」という。)における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合 3 ふじのくにフロンティア循環拠点区域(以下「循環拠点区域」という。)における事業に合致するとともに、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合 (本貸付と同時かつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及び成長産業分野支援資金との併用は認めない。)	推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域における事業の実施に必要な設備資金(土 地取得費を含む。)

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
の要件を満たす貸	別に定めるところによる。	開業パワー アップ支援 資金又は経 営革新等貸 付に準ず る。	元金均等月賦償 還又は元利均 月賦償還 ただし、1年以	開業パワーア ップ支援資金 又は経営革新 等貸付に準ず る。	開業パワ 支援資経経 革新等貸付に準ずる。	開業パワーアップ支援資金又は経営革新等貸付に準ずる書類上記の書類のほか・成長産業分野支援資金確認書(様式第16号)・土地・建築物等取得計画書(様式第17号)(土地又は建築物等を取得する場合)・見積書(設備資金を利用する場合)・、力では自動車等を導入する場合】・、次世代自動車等を導入する場合】・、次世代自動車等等導入事業計画書(様式第8号)【環境配慮建築物計画書(様式第9号)【建築物を建築・増築・改修する場合】・設計図書【協会の保証を付さない場合】・設計図書【協会の保証を付さない場合】・商業登記簿謄本の写し・法人の場合は、事業税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書・許認可証等の写し(融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。)	
付の場合は、上間、上間、上間、上間、上間、大力のでは、上間、大力のでは、上間、大力のでは、大力のでは、大力のでは、上間、大力のでは、たりでは、大力のでは、たりのでは、大力のでは、たりのでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力		内の据置類認める。 10年以内		取扱金融機関が必要とは認めたときは、を 会の保証をとし、その保証 料率は別に定めるところによる。	取機関会る に融は定こよ	・見積書(設備資金を利用する場合)	取扱金融機関
1企業・1組合 10億円	別に定めるところ による。	15 年以内	元金均等月賦賞 還又は元利均等 月賦償還 ただが居置期間を 認める。	取扱金融機関が必要とは、をの保証ときは、をの保証とといるもの保証とといるとことをは別にろにといる。	取扱機協会を を を を を を を と と る と よ る 。 る る 。 る る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 。 る 。	・申込書(様式第1号) ・事業計画書(様式第18号) ・見積書 ・ふじのくにフロンティア推進資金支給対象事業者確認書(様式第18号別紙) ・計画地の地図 ・決算書(最近2年間) 【建築物を建築・増築・改修する場合】 ・証明書(様式第14号)又は耐震改修計画の認定書の写し ・設計図書 【既存建築物を取得する場合】 ・耐震診断結果報と 【既存建築物を取得する場合】 ・耐震診断結果報としていない場合】 ・商業登記簿謄本の写し ・法人の場合は、事業税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書。 書 ・許認可証等の写し(融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。)	

資金名	融資対象者	資金使途			
特別政策資金	1 原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合から事業を譲り受ける者(ただし、事業を譲り受ける者の本社や事業所等(以下「本店等」という。)が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。)で下記のいずれかの要件を満たす者 (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。)に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者 (2) 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 (3) 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 2 前項各号のいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合で事業を譲り渡す者(ただし、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り受ける者の本店等が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り受ける者の本店等が静岡県内に所在しる。)	1 事業承継契約等に係る経費 2 株式取得に係る経費 3 事業資産買取に係る経費 4 事業承継計画を実行するための運転資金 5 事業承継計画を実行するための設備資金 6 事業承継計画を実行するための既借入金の借換えに必要な資金(国の全国統一制度である事業承継特別保証を付す場合及び経営承継借換関連保証を付す場合を対象とする。)			

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 2億8千万円	別に定めるところによる。	運転資金 10年以金 15年以金 15年以全 10年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただは、1年間 認める。	取扱金融機関がとき会の保証をといるというできる。 が必要とはいるとの保証をといるというできる。 料率はいるというではいるというできます。 はいるといるというできます。 はいるというできます。 はいるできまする。 はいるできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	取機協めろる。 融は定こよ	・申込書(様式第1号) ・事業承継計画書(様式第19号) ・見積書(設備資金を利用する場合) ・決算書(最近2年間) ・株主名簿(株式の取得に係る場合のみ) ・協会が定める書類 【経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた場合】 ・都道府県知事の認定書の写し(利用する保証により、知事認定が必須の場合がある。静岡県特別政策資金融資制度取扱要領参照) 【静岡県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けた場合】 ・事業承継支援証明書(様式第20号)【協会の保証簿謄本の写し、法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書。 ・許認可証等の写し(融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。) 【事業承継後】 ・株主名簿(株式の取得に係る場合のみ)	取扱金融機関